

平成 19 年 3 月 15 日

廃棄物処理用窒素製造装置の空気圧縮機室内（非管理区域）
における非放射性の水の漏えいの調査結果について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

平成 19 年 2 月 4 日午後 0 時 45 分頃、3・4 号機廃棄物処理設備建屋において「窒素製造装置*¹ 異常」の警報が発生したため、当該設備の委託運転員*² が現場を確認したところ、午後 0 時 48 分、窒素製造装置の空気圧縮機室内（非管理区域）の床に、水が漏れていることを確認しました。

その後、当該装置を午後 0 時 57 分頃停止したことにより漏えいは止まりました。漏れた水は約 960 リットル（非放射性）で、仮設のタンクへ回収しました。

なお、これによる外部への放射能の影響はありません。

[（平成 19 年 2 月 5 日お知らせ済み）](#)

調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・ 漏えいした水は窒素製造装置用の空気圧縮機の冷却水（純水）であり、当該圧縮機の運転時に、冷却水が自動で供給されるとともに、当該圧縮機内の冷却水を排水する弁（排水弁）が自動で閉まる設計になっているが、排水弁が閉動作したにもかかわらず水が漏えいしたこと。
- ・ 当該弁を分解点検したところ、弁内部の部品（ゴム製）に経年劣化による変形が確認されたこと。
- ・ 漏えい検出器が漏えい箇所から離れた場所に設置されていること。

当該圧縮機の冷却水が漏えいした原因は、当該圧縮機の運転時に、当該弁が閉動作したが、弁内部の部品の変形により弁が完全に閉まらず、当該圧縮機の冷却水が漏えいしたものと推定しました。また、漏えい検出器が漏えい箇所から離れた場所に設置されているため、漏えいの検出が遅れ、警報発生まで時間がかかったものと推定しました。

対策として、当該弁および当該装置内の類似弁を新品に交換するとともに、今後、計画的に弁の交換を行うこととします。また、速やかに漏えいを検出するため、漏えい検出器を排水タンクの近傍に移設します。

以 上

* 1 : 窒素製造装置

廃棄物処理において、廃棄物の乾燥に使用する窒素を製造する装置。

* 2 : 委託運転員

当社が廃棄物処理設備の運転を委託している協力会社の社員。